

一般社団法人日本ロボット学会 実用化技術賞選考規程

2011年 3月29日理事会制定

2011年 4月19日理事会改訂

2011年 11月15日理事会改訂

2012年 8月2日理事会改訂

(目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づく実用化技術賞選考の手続きを定める。

(推薦)

第2条 本会会長は、毎年1月に公募により候補技術の推薦を求める。

(選考対象)

第3条 本賞の選考の対象となる技術は、当該年に行う本会会誌の公募に応じて応募のあったものおよび前年の選考小委員会で次年再審査対象となり再応募のあったものとし、以下の基準をみたすものとする。

- (1) ロボット学の成果を含む技術
- (2) 応募者が主体となって研究開発した自主技術
- (3) 理論や実験に止まらず、実用的応用や製品化に結びついている技術（プロトタイプの内容は除く）

(審査における評価項目)

第4条 選考は、以下の事項を評価する。

- (1) 実用化の程度
 - ・生産設備等作業現場への適用の程度
 - ・当該技術に基づいて生産された製品・サービスの経済的効果、市場での評価
 - ・環境、福祉、安全など社会的問題への貢献度
- (2) ロボット技術としての独創性・新規性・進歩性
 - ・査読付き学術論文、特許、実用新案などによって示される当該技術の独創性や新規性の程度
 - ・既存技術と比べた際の当該技術の進歩性によって、あるいは既存技術や要素技術を統合し、実用化の上で顕著な創意工夫を加えることによって、ロボットの応用を拡大する効果
- (3) 品質または性能の優秀さ
 - ・当該技術が発揮する効果やそれによって生産される製品が、従来の類似技術の性能を上回る度合い
- (4) 波及効果の大きさ
 - ・当該技術から派生する技術や製品が、次のロボット技術および関連する工学の発展、社会の知的基盤の拡大に寄与する度合い
 - ・当該技術が開拓する産業や市場の発展の期待度

(第1次選考)

第5条 実用化技術賞選考小委員会では、各応募技術について正1名および複数の副担当委員を選任し申請書および添付資料により審査を行う。その結果の報告を受けて、委員会において投票により第1次選考を行う。

(第2次選考)

第6条 第1次選考をパスした応募技術について選考小委員会によるヒアリングを行う。ヒアリングによる審査の後、投票によって最終候補および次年再審査候補を選定する。

(候補の選定)

第7条 選考小委員長は第6条に記す投票結果に基づき、選考小委員会の議決を経て実用化技術賞の候補および次年再審査候補を選定する。ただし、2年連続で実用化技術賞候補に選定されなかった応募技術は次年再審査候補としない。

(結果の報告)

第8条 選考小委員長は選考の結果を選考要旨を付して会長に報告する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、企画理事・実用化技術賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。
2. 本規程は2011年4月19日より改訂実施する。
3. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。
4. 本規程は2012年8月2日より改訂実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会実用化技術賞選考規程」の正文であることを確認する。

2012年8月2日

署名

印